



100%

新潟県建設技術センター ねりませすい

検索



生コンクリートに使用する練混ぜ水の
品質証明に必要なものは？

JIS Q 1011初回工場審査及び定期的承認維持工場審査を行う際に必要な原材料(骨材)の品質証明では、JIS Q 17025の要求事項に適合していることが認定センター(IAJapan)から認められた試験機関。または、JIS Q 17025のうち該当する部分に適合することを自らが証明している機関(国公立の試験機関、公益・一般財団法人に関する法律に基づいて設立された法人の試験機関等)が検査した試験成績表が必要です。

自らが証明している機関とは？

日本産業規格に基づく試験に対して、品質システムを構築し、品質マニュアルに従って試験を実施し、JIS Q 17025 の要求事項に適合していることを自らが宣言している試験機関のことです。

新潟県建設技術センターは
自己適合宣言試験所です。

練混ぜ水



試験の申込みはこちら



自己適合宣言試験項目(練混ぜ水)

- 懸濁物質の量の試験
- 溶解性蒸発残留物の量の試験
- 塩化物イオン(Cl-)量の試験
- セメント凝結時間の差の試験
- モルタルの圧縮強さの比の試験(A法)
- スラッジ水の濃度の試験

試験手数料

試験項目	試験方法	求められる値	目的・利用	金額(円) 【税抜】
懸濁物質の量の試験	JIS A 5308 附属書C 8.1.4	水中の懸濁物質質量	コンクリート用練り混ぜ水の 品質検査	2,400
溶解性蒸発残留物の量の 試験	JIS A 5308 附属書C 8.1.5	水中の溶解性蒸発残留 物量		2,900
塩化物イオン(Cl ⁻)量の試験	JIS A 5308 附属書C 8.1.6 又は 8.2.3	水中の塩化物イオン量		2,700
セメント凝結時間の差の 試験	JIS A 5308 附属書C 8.1.7 又は 8.2.4	凝結時間の差		15,000
モルタルの圧縮強さの比の 試験(A法)	JIS A 5308 附属書C 8.1.8 又は 8.2.5	圧縮強さの比		22,500
スラッジ水の濃度の試験	JIS A 5308 附属書C 8.2.6	水中のスラッジ濃度		2,400



〒950-1101
新潟県新潟市西区山田2522-18
試験部 試験課
TEL 025-267-2191 FAX 025-267-4965
URL: <http://www.niigata-ctc.or.jp>

一般財団法人
新潟県建設技術センター
Niigata Construction Technology Center



0120-668-011 (本所)